

幼稚園等の預かり保育に係る 施設等利用給付費について

保護者の就労等で保育の必要性を満たす子育てのための施設等利用給付第2号認定（年少・年中・年長）もしくは第3号認定（区市町村民税非課税世帯の満3歳児）の幼児は、日額450円、月額11,300円まで（第3号認定は月額16,300円まで）預かり保育料（延長保育料）が補助されます。

また、利用する幼稚園等が実施している預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかに該当する場合は、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業を含む）の利用料も無償化の対象となります。

- 「認可外保育施設等の利用料」も無償化の対象となる板橋区内の幼稚園（令和6年4月1日現在）
新制度移行園・・・なでしこ幼稚園、帝都幼稚園

未移行幼稚園・・・まるやま幼稚園、緑ヶ丘幼稚園、武蔵野音楽大学第二幼稚園

※板橋区外の幼稚園については、各自治体のホームページでご確認ください。

- 利用する認可外保育施設等が無償化の対象となる施設であるかについては、各自治体のホームページでご確認ください。

- 幼稚園等の預かり保育に係る施設等利用給付は償還払いとなります。
幼稚園等に預かり保育料を全額納付していただき、後から保護者の口座に無償化に係る給付額が支給されます。※4月から8月分は11月、9月以降分は翌5月振込予定

月の給付額算定例 ※給付額は月単位で算定します

(例) 第2号認定の子供が幼稚園の預かり保育を月15日、認可外保育施設を月5日利用し、利用料が以下の金額だった場合

- ・預かり保育利用料 500円/日
- ・認可外保育利用料 3,000円/日

幼稚園等の預かり保育無償化上限額 = 月額 11,300円	
①幼稚園預かり保育の無償化給付額 = 6,750円 ※日額上限額 450円	②認可外保育施設等の 利用に係る給付限度額 = 4,550円 ※日額上限額 なし

<① 幼稚園預かり保育の無償化給付額>
(実利用料) (給付限度額)
500円×15日 = 7,500円 > 450円×15日 = 6,750円
※給付限度額のほうが小さいため、6,750円を給付

<②-1 当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額>
11,300円 - 6,750円 = 4,550円

<②-2 認可外保育施設の無償化給付額>
(実利用料) (給付限度額)
3,000円×5日 = 15,000円 > 4,550円
※給付限度額のほうが小さいため、4,550円を給付

<当月の無償化給付額合計>

幼稚園預かり保育6,750円 + 認可外保育施設4,550円 = **11,300円**

- 認可外保育施設等を利用し、無償化にかかる給付（施設等利用給付）を受ける場合には、毎月翌月10日までに、1か月分の「領収証」及び「提供証明書」をまとめて、学務課幼稚園係宛てにご提出ください。

お問合せ先：板橋区教育委員会事務局 学務課幼稚園係

電話 03-3579-2613 FAX 03-3579-4214

幼稚園等の一時預かり保育・預かり保育に係る保護者補助金の支給について（第2子以降の2歳児・満3歳児）

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）実施園の2歳児クラス（プレ保育は除く）に通う第2子以降の幼児は、月額42,000円まで一時預かり保育料が補助されます。

また、満3歳児クラスに通う第2子以降の幼児は、幼稚園の利用料（教育時間帯の保育料）に加え、日額450円×預かり保育の利用日数（月額16,300円まで）の預かり保育料が補助されます。

- ※1 第2子以降の判定は、年齢を問わず、保護者と生計を同一とする兄・姉でカウントします。
- ※2 幼稚園等に納入した一時預かり保育料もしくは預かり保育料が上限額に満たない場合、実際に支払いした額までが対象額となります。
- ※3 日用品費、行事参加費、食材料費、通園送迎費は補助対象外です。
- ※4 月の途中で補助対象者としての確認を受けて、利用開始・終了した場合、上限額を日割りすることがあります。詳しくはお問い合わせください。

- 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施する板橋区内の幼稚園（令和6年4月1日時点）
城山みどり幼稚園、城山幼稚園、成増幼稚園、徳丸幼稚園、きよみ幼稚園
- 一時預かり保育、預かり保育に係る保護者補助金は償還払いとなります。
幼稚園等に一時預かり保育料や預かり保育料を全額納付していただき、後から保護者の口座に補助金が支給されます。※4月から8月分は11月、9月以降分は翌5月振込予定

月の給付額算定例

（例）満3歳児の幼児が幼稚園の預かり保育を月15日利用し、利用料が以下の金額だった場合
預かり保育利用料 500円/日

＜幼稚園預かり保育の無償化給付額＞

（実利用料）		（給付限度額）
500円×15日 = 7,500円	>	450円×15日 = <u>6,750円</u>

※給付限度額のほうが小さいため、6,750円を給付

申請・請求手続きの流れ

- ①【申請者→板橋区】申請書・就労証明書等、保育の必要性が分かる書類を提出します。
- ②【板橋区→申請者】区から領収証明書兼提供証明書の様式を送付します。
- ③【申請者→幼稚園等】幼稚園等へ領収証明書兼提供証明書の発行を依頼してください。
- ④【申請者→板橋区】不備がないことを確認した後、領収証明書兼提供証明書を提出します。
- ⑤【板橋区→申請者】区より保護者補助金交付決定通知書を送付します。
- ⑥【板橋区→申請者】区から保護者補助金を振込。

＜令和6年度領収証明書兼提供証明書について区への提出締切＞

4月から8月分：令和6年9月6日（金）必着

9月から3月分：令和7年4月4日（金）必着

提出締切を過ぎた書類は受付できない場合があります。ご了承ください。

お問合せ先：板橋区教育委員会事務局 学務課幼稚園係

電話 03-3579-2613 FAX 03-3579-4214